

# 出産・子育て 応援事業

## 八幡市やわたっこ応援 給付金支援事業

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠から出産・子育て期まで一貫して身近で相談・支援を行う伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用等における負担軽減を図る経済的支援として、出産・子育て応援事業を実施します。

### 支給対象者

市内に在住している人で、表の対象者に給付金を支給します。

なお、支給には、妊娠・出産期の面談やアンケートへの回答等が必要になります。

### 申請方法

表①～④の区分に応じて、申請方法および申請時期が異なります。

①または②に該当する人は、順次案内書類を発送していただきますので、家庭支援課まで申請してください。③または④に該当する人は、それぞれの面談時にご案内します。

対象	支給額※	申請方法・申請時期
① 令和4年4月1日～令和5年1月31日に出産された子を養育する人	出産応援給付金……5万円 子育て応援給付金…5万円	令和5年2月上旬から対象者に順次案内書類を郵送し、申請書およびアンケートを提出
② 令和4年4月1日～令和5年1月31日に妊娠届出書を提出し、令和5年2月1日時点で妊娠中の妊婦	出産応援給付金……5万円	令和5年2月中旬から対象者に順次案内書類を郵送し、申請書およびアンケートを提出
③ 令和5年2月1日以降に妊娠届出書を提出された妊婦	出産応援給付金……5万円	妊娠届出書の提出および母子健康手帳の交付時に妊婦面談を行い、申請書を提出
④ 令和5年2月1日以降に出産された子を養育する人	子育て応援給付金…5万円	こんにちは赤ちゃん訪問事業等の面談後に申請書を提出

※出産応援給付金は妊婦1人あたり、子育て応援給付金は対象児童1人あたりにそれぞれ5万円を支給します。

## 子育て支援医療費受給者証を送付

■助成内容（1医療機関ごとの自己負担額）

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までを対象に入院・通院時の医療費を助成しています。制度対象者のうち新中学1年生には、有効期限を令和8年3月まで延長した受給者証（白色・さくら色）を3月中に送付します。

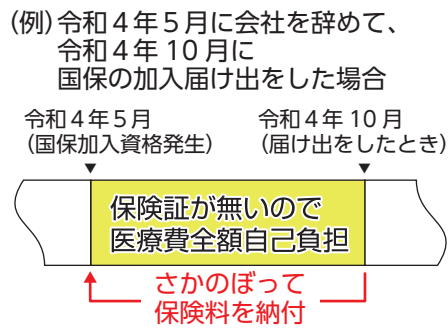
※生活保護など、他の公的医療制度を受けているのに受給者証が届いた人や、対象年齢の範囲内にもかかわらず、受給者証をお持ちでない人は、お問い合わせください。

	0歳～3歳未満	3歳～中学3年生
入院	受給者証（白色）1カ月200円	受給者証（白色）1カ月200円
通院	受給者証（白色）1カ月200円	受給者証（さくら色）1カ月200円

※外来・入院/医科・歯科は別。

☎家庭支援課 (☎983-1112)

国民健康保険(国保)は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居していても加入できない場合あり)に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。



就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になります。加入手続きが遅れると、届出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

■加入手続きが遅れると、届出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

## 国保の届け出は14日以内に

### ■70歳未満の人

所得金額(※)	区分	限度額
901万円を超える	ア	212万円
600万円を超え901万円以下	イ	141万円
210万円を超え600万円以下	ウ	67万円
210万円以下	エ	60万円
市民税非課税世帯	オ	34万円

※所得金額=総所得金額等から基礎控除を引いたもの。

### ■70歳以上の人

所得区分	限度額
現役並み所得者	
現役並みⅢ (住民税課税所得690万円以上)	212万円
現役並みⅡ (住民税課税所得380万円以上)	141万円
現役並みⅠ (住民税課税所得145万円以上)	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ(※1)	31万円
低所得Ⅰ(※2)	19万円(※3)

※1 市民税非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の人。  
※2 市民税非課税世帯で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得が控除額を80万円として計算、給与所得者は給与所得からさらに10万円を控除)を差し引いたときに0円となる人。  
※3 低所得Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯は、限度額が異なります。

### 国民健康保険/後期高齢者医療制度

## 高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険(国保)または後期高齢者医療制度の被保険者が、対象期間(令和3年8月1日)

日(令和4年7月31日)に支払った健康保険と介護保険の自己負担額を合算して、表の限度額を500円以上超えた場合、その超えた金額を支給します。対象期間中に八幡市の国保に継続して加入していた人と後期高齢者医療制度に加入していた人には、3月下旬から順次支給申請のお知らせを送付する予定です。申請してください。他市町村から転入した人や、他の健康保険等に加入していた人は、その自己負担額も合算されます。詳しくは令和4年7月31日時点で加入していた健康保険の窓口へお問い合わせください。医療と介護の両方の自己負担がある世帯が対象です。入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド料、各種文書料などは対象になりません。

## 国民健康保険料の納付は口座振替が便利

国民健康保険料(第10期分)の納期限は3月31日(金)です。納期限までに市税等取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所で納付してください。口座振替の申し込みをご希望の方は、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には同依頼

書がない場合あり)や国保医療課へ提出してください。※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。なお、滞納となった場合は、督促状(督促手数料100円を加算)を送付後に京都地方税機構に徴収権限を移管します。

☎国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

☎国保医療課 (☎983-2962 (国保)、983-2976 (後期))